

浜松市と常葉大学との包括連携に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と常葉大学（以下「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の双方の相互協力及び連携のもと、双方の資源を有効に活用し協働による地域課題への取り組みや知的・人的な交流の推進、健康・医療、スポーツ振興、地域防災等の分野における双方の発展と充実及び人材の育成に寄与していくことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- (1) まちづくり及び地域産業の活性化に関すること
 - (2) 教育・人材育成及び子育て支援に関すること
 - (3) 健康、医療及び福祉に関すること
 - (4) 地域防災・防犯の向上に関すること
 - (5) スポーツ・文化振興に関すること
 - (6) その他、双方が有益にして必要と認める事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、双方で構成する連絡調整会議を設置し、具体的な事項については、連絡調整会議による協議を踏まえ、甲乙の合意の上決定する。
- 3 連絡調整会議に関して、必要な事項は別に定める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力及び連携の実施にあたり、知り得た相手方の情報のうち、相手方が指定したものについては、本協定の有効期間中はもとより、期間満了後又は解除による協定終了後においても漏洩してはならないものとする。ただし、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

- 2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を所持する。

平成29年3月27日

（甲）浜松市

市長

鈴木 康友

（乙）常葉大学

学長

西頭 徳三